法律

地方交付税法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第一号

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「第八号」を「第九号」に、「五千七百二十三億三千二百二十一万五千円」を「五千七百四十九億七千七十七万円」に改め、同項に次の一号を加える。

九　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十二条第一項の規定により平成二十五年度分として交付すべき交付税の総額に加算された平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部のうち、旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十六年度分として交付すべき交付税の総額に加算された額　千六百三十三億三千九百七十三万千円

附則第十一条中「及び附則第四条第一項」を「から附則第四条第一項第九号に掲げる額を控除した額及び同項」に、「五千七百二十三億三千二百二十一万五千円」を「五千七百四十九億七千七十七万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（平成二十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の平成二十七年度における交付等）

2　平成二十六年度分として交付すべき地方交付税の総額のうちこの法律の規定による改正後の地方交付税法（以下この項において「新法」という。）附則第十一条に規定する平成二十六年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十七年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合における平成二十六年度における地方交付税の交付については、新法附則第十一条の規定にかかわらず、同号に掲げる額から同号ロに規定する平成二十六年度当初通常収支分交付税額を控除した額を普通交付税として交付することができる。

一　新法附則第四条の規定により算定された平成二十六年度分の地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する平成二十六年度震災復興特別交付税額を控除した額

二　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　平成二十六年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ　平成二十六年度当初通常収支分交付税額（平成二十六年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額からこの法律の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千七百二十三億三千二百二十一万五千円を控除した額及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二号）附則第二項の規定に基づき平成二十六年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）から返還金等の額（当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額

総務大臣　山本　早苗

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令

労働政策審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十一号

労働政策審議会令の一部を改正する政令

内閣は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表労働条件分科会の項第二号中「（平成四年法律第九十号）」の下に「、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百三十七号）」を、「処理すること」の下に「（職業安定分科会の所掌に属するものを除く。）」を加え、同表職業安定分科会の項第二号中「（昭和四十六年法律第六十八号）」の下に「、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（同法第三条第一項に規定する基本指針に定める事項のうち同法第六条第一項に規定する第二種特定有期雇用労働者の雇用の確保に係る措置に関する事項に限る。）」を加える。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

森林国営保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第三条、第八条第一項第二号、第二項及び第四項並びに第十九条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第九条）

第二章　経過措置（第十条―第十五条）

附則

第一章　関係政令の整備等

第一条　森林国営保険法施行令の廃止

森林国営保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十五号）は、廃止する。

第二条　地方自治法施行令の一部改正

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一森林国営保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十五号）の項を削る。

第三条　国家公務員退職手当法施行令の一部改正

国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二に次の一号を加える。

四十四　森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十一号）附則第五条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人森林総合研究所の職員としての在職期間

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第四条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表独立行政法人森林総合研究所の項中「第十二条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

（金融商品の販売等に関する法律施行令の一部改正）

第五条　金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「森林国営保険法」を「森林保険法」に改める。

政令第四十二号